

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）				
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
682 円	753 円	828 円	901 円	971 円

【加算料金（日額）】介護保険の適用になります。

科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 円/月	○	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出。②必要に応じて施設サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用。①②に加え、利用者の疾病等の情報を厚生労働省に移出。
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 円/日	○	機能訓練指導員（理学療法士）を配置し、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を行った場合に加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 円/月	○	上記の内容に加えて、厚生労働省へ情報提出した場合は加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20 円/月	○	口腔衛生管理加算（Ⅱ）、栄養マネジメント強化加算を算定し、リハビリ、機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種間で一体的に共有している場合。また、LIFE提出の情報活用と個別機能訓練計画書の見直しと共有を行った場合
生活機能向上連携加算	100 円/月		医療機関等のリハビリスタッフが施設を訪問し、施設職員と共同で個別訓練計画書を作成し、機能訓練を実施した場合は算定されます。
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	35 円/日		（Ⅰ）常勤の看護師を1名以上配置した場合に算定されます。 （Ⅱ）看護職員を常勤換算で2名以上配置
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	○	利用者ごとの栄養管理を強化して実施した場合は加算されます。
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	46 円/日		夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1名以上上回って配置した場合に算定されます。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円/月	○	多職種（医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等）共同で褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を3か月に1回作成し、褥瘡管理を実施した場合は加算されます。利用者の状態に応じてⅠ～Ⅲのいずれかを加算されます。
（Ⅱ）	13 円/月	○	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 円/月	○	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、計画書を作成したうえで、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に具体的な指導や相談に応じる体制を整えた際に加算されます。厚生労働省への提出の有無により、ⅠかⅡのいずれかを加算されます。
（Ⅱ）	30 円/月		Berthel Indexを適切に評価できるものがADL値を測定し、6月目の月に測定したADL値や要介護の状況等に応じた値を加えて得た値によって、ⅠかⅡのいずれかを加算されます。
（Ⅱ）	60 円/月	○	
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46 円/日	○	新規入所者のうち要介護4及び5の方が70%以上又は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方が65%以上おられ、介護福祉士の数が利用者6名に対し1名以上配置した場合に算定されます。
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 円/月	○	認知症の方が占める割合が半数以上で、認知症リーダー研修終了者は1名以上配置、かつ、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。評価測定とチームケアの実践、計画の作成と見直し、振り返りを行った場合。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 円/月	○	新興感染症の発生時の対応を行う体制の確保と、医療機関と連携し適切な対応、研修又は訓練を年1回以上参加した場合。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円/月	○	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会開催や改善活動を行った場合。1年以内に1回、業務改善の取組により効果を示すデータ提供を行った場合。
協力医療機関連携加算	100 円/月	○	急変時の医師又は看護職員の相談対応の確保、診療の求めの際の診療体制確保、入院を要すると認められた場合、原則として入院受け入れ体制確保している場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（月額）1月あたりの総単位に14%を乗じた単位		

※○がついている加算については、ご利用者の情報を厚生労働省へ提出した際に加算されるものとなります。  
利用者の状態やケアの実績の変化等を踏まえた計画の改善を行い、利用者へより質の高いケアの提供を行います。

【上記以外の加算料金（日額）・・・対象となられる方は下記の料金が加算されます】  
介護保険の適用になります

初期加算	30 円/日	入所日から30日間に限って加算されます
外泊加算	246 円/日	2泊以上の外泊・入院時に加算されます（月6日まで）
安全対策体制加算	20 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備し、入所時のみ加算されます
看取り介護加算	72 円/日	死亡日以前 31日以上45日以下
	144 円/日	死亡日以前 4日以上30日以下
	680 円/日	死亡日以前 2日又は3日
	1,280 円/日	死亡日
看取り介護加算		医師が終末期にあると判断し、関連職種が共同して看取り介護を行った場合に加算されます
経口維持加算（Ⅱ）	500 円/月	摂食機能障害や誤嚥がある方に食事の観察及び会議を開催し経口維持計画を作成している方に加算されます。
療養食加算	6 円/食	療養食を提供した場合に算定されます （糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・心臓病食等）
新興感染症等施設療養費	240 円/日	感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整を行う医療機関の確保し、かつ施設で適切な感染対策を行った場合（5日間）
退所時情報提供加算	250 円/回	心身の状況、生活歴等を示す情報を医療機関へ提供した場合
配置医師緊急時対応加算	325 円/回	配置医師と施設間で具体的な取り決めがなされ、24時間対応できる体制の確保、診察を行った理由を記録（早朝・夜間・深夜を除く）
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	特別食、又は低栄養状態と医師の判断があった場合、管理栄養士が医療機関等に対して、栄養管理の情報を提供した場合

※外泊・入院当日は外泊加算対象外です。基本料金を頂きます。

【食費と居住費の利用料金（日額）】介護保険の適用にならないサービス。

介護保険負担限度額認定段階	食費負担額	居住費負担額
4段階 (市町村民税世帯課税)	1,890 円	2,066 円
3段階(2) 公的年金等収入額合計が年間120万円超の方で預貯金額500万(夫婦で1500万)円以下の方	1,360 円	1,370 円
3段階(1) 公的年金等収入額合計が年間80万円～120万円以下の方で預貯金額550万(夫婦で1550万)円以下の方	650 円	1,370 円
2段階 (市町村民税世帯非課税、本人の年金収入80万円以下の方)	390 円	880 円
1段階 (生活保護受給、老齢福祉年金を受給中の方)	300 円	880 円

### 1ヶ月(31日とした場合)の基本利用料金

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費		26,468 円	28,669 円	30,994 円	33,257 円	35,427 円
介護職員等処遇改善加算(目安)		3,706 円	4,014 円	4,339 円	4,656 円	4,960 円
食費	第1段階	9,300 円				
	第2段階	12,090 円				
	第3段階(1)	20,150 円				
	第3段階(2)	42,160 円				
	第4段階	58,590 円				
居住費	第1段階	27,280 円				
	第2段階	27,280 円				
	第3段階	42,470 円				
	第4段階	64,046 円				
介護度 限度額段階		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	第1段階	66,754 円	69,263 円	71,913 円	74,493 円	76,967 円
	第2段階	69,544 円	72,053 円	74,703 円	77,283 円	79,757 円
	第3段階(1)	92,794 円	95,303 円	97,953 円	100,533 円	103,007 円
	第3段階(2)	114,804 円	117,313 円	119,963 円	122,543 円	125,017 円
	第4段階	152,810 円	155,319 円	157,969 円	160,549 円	163,023 円

- ① 1ヶ月の基本料金には介護サービス費、加算①～⑪、食費、居住費を含んだ金額となっております。
- ② 外泊・入院時の費用については、外泊時加算算定時は、通常の負担限度額を、それ以外の期間は、利用者負担段階に関係なく、居住費(1,970円)をお支払頂きます。
- ③ 洗濯代・オムツ(リハビリパンツ等)代は基本料金に含まれます。但し、材質により洗濯ができない場合がありますのでご了承ください。外部クリーニングを依頼される場合は実費負担となります。
- ④ 預り金管理料は1日50円となります。通帳管理、支払い代行、その他金品の管理料となります。
- ⑤ 医療費・薬代は利用に応じて実費負担となります。(医療保険適用)入居時健診は実費負担となります。
- ⑥ 理美容代、嗜好品、身の回り品、口腔ケアの物品等は実費となります。
- ⑦ 持込みの電気代(例：テレビ・冷蔵庫・携帯電話)は1日300円となります。
- ⑧ 趣味活動のフラワー教室(990円/1回)に参加の際の材料費は、実費負担となります。

ご質問等ございましたら、相談員までお気軽にご連絡ください。